

## 資料②

## 鳴門市における新しい総合事業の通所型サービスの概要

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス			一般介護予防事業	
		① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤いきいき介護予防支援事業
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤いきいき介護予防支援事業	⑥いきいきサロン事業
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練等	運動・レクリエーションや閉じこもり予防等、心身機能の維持・向上のためのプログラムの実施	当初は未実施 地域介護予防活動 支援事業により高齢者サロン活動を展開	理学療法士、作業療法士等による生活機能の向上のための機能訓練・運動・レクリエーション等	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防等を複合的に併せたプログラムを実施	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり
対象者・サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要 ○「多様なサービス」の利用が難しい場合 (「入浴」や長時間の利用が必要な人) (例) ・認知症の進行等による家族の負担が大きく長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時間利用が望ましい者等  ※常に状態像を把握し、状態の改善・意欲の向上等みられた場合は、一定に留まらず、多様なサービスの利用を促進	○現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要な場合 (例) ・入浴・送迎・活動時の見守りや、食事の確保が必要な者など  ※状態等を踏まえながら、通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (例) ・骨、関節疾患、肺炎等一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL IADLが著しく低下している者 ・認知症(中等度以下)があり、他の通所サービスでは対応が難しく、個別ケアを受けながら脳の活性化を図り、認知症の進行を緩やかにできると見込まれる者等  ※3～6ヶ月の短期間で行う	○主に日常生活に支障のない者であって、プログラムの実施により介護予防が見込まれるケース  ※身体・精神的に支障が見られない状態のうちから、介護予防の取組に対する関心や習慣を持ってもらい、居住する地域での活動につなげる	○主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース  ※居住する地域の中で通いの場を創出することで、地域で支え合う仕組みづくりへつなげる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託		直接実施／委託	委託	補助
サービス提供者(例)	介護予防通所介護事業所の従事者(介護従事者)	介護予防通所介護事業所の従事者及び介護部門新規参入事業者(NPO・ボランティア等)	ボランティア主体	保健・医療の専門職・職能団体(市の直接実施可能)【2次予防から移行、事業所委託分は停止】	介護予防通所介護事業所の従事者、プログラムの実施等にノウハウを持つ者等	地域住民主体(地域住民から依頼を受けた事業者による実施も検討)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	個人情報の保護等の最低限の基準	
介護報酬・単価	予防給付と同様、国保連経由で審査支払	現行相当サービスの9割			1,900円/人(送迎を実施する場合には700円を加算)、月2回(介護予防ケアマネジメント実施者は回数増も検討)	実施回数により設定(人数に関係なく) 月1回:1,500円、月2回:3,000円、月3回:4,000円、月4回以上:5,000円
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割		利用者負担なし	利用者負担なし	事業実施者の設定による
限度額管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理対象／委託時は直営管理		実施しない(必要性に乏しい為)	なし	なし
管理者	・常勤1名 ・専従。ただし支障のない場合、兼務可	・1名(非常勤可) ・兼務可			介護職員等 (実施に必要な人員を確保)	実施に必要な人員を確保 (いきいきボランティアポイント事業の活用を検討)
生活相談員	専従1人以上(時間換算)	1人以上(兼務可)				
(准)看護師	専従1人以上(時間換算)	不要(体調急変時には、(准)看護師と連携が取れていること)				
従事者(介護職員)数	利用者数15人までは専従1人以上、利用者数16人以上は上記に加え利用者1人につき専従0.2以上	利用者数15人までは専従1人以上、利用者数16人以上は上記に加え利用者1人につき専従0.1以上				
設備	食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)、静養室・相談室・事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品	サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)、必要な設備・備品			実施に必要な場所、設備・備品	
個別サービス計画	必要	必要に応じて作成		個々の委託契約により定める	不要	
サービスの提供拒否		禁止			規定無	
資格・認定の有無等の確認	被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認				被保険者資格の確認	
心身状況等の把握	サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要				必要	不要
利用料等の受領		必要			実施内容・設定による	
利用者に関する市への通知	要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき、不正行為により保険給付を受けようとするとき				要支援状態又は要介護状態になったとき	
その他の順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、休廃止届、便宜提供、会計の区分、記録の整備				従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、休廃止届、便宜提供、記録の整備(一般介護予防事業としての)	
安全配慮		保険加入の義務			保険加入の義務	
利用者のモニタリング	1か月1回	3か月1回			不要	

※ 現行相当サービスの運営基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を準用するものとする。